

電子提供措置の開始日 2023年6月6日

第24回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

第 24 期
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社イー・ロジット

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法及び会社法施行規則に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下の内部統制システムを整備し運用しております。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人が、法令、定款及び規程を遵守し、倫理観、法令遵守、社会的責任及び社会貢献を徹底するため、業務遂行上の行動規範を定める。
- (イ) 当社は、コンプライアンス管理体制を構築する部門を設置し、必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、法令等の遵守について役職員に周知する。
- (ウ) 当社の内部監査部門は、法令等の遵守状況に留意した内部監査を行う。
- (エ) 当社は、法令等の遵守に反する行為等について、内部通報を利用できる体制を整備し、内部通報制度運用規程を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 当社は、取締役会規程及び文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報は、これらに従い文書(電磁的媒体を含む)に記録し、必要に応じて閲覧できるように保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社は、代表取締役をリスク管理責任者とする。リスク管理体制を構築する事務局を設置し、定期的にリスクの洗い出しを行い対策を検討する。必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、リスク管理について役職員に周知する。
- (イ) 当社の内部監査部門は、リスク管理に留意した内部監査を行う。
- (ウ) 当社の監査役は、会社のリスク管理に問題があると認められる場合は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限を明確にする。
 - (イ) 当社は、取締役会を毎月1回開催する他、経営の重要事項に関する取締役の情報共有及び協議を行うため、常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員を構成員とする経営会議を毎月1回開催する。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人(以下、「監査役補助者」という)を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で、合理的な範囲で監査役補助者を任命する。監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って業務を行う。
 - (イ) 監査役補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定する。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (ア) 当社は、取締役会の他、経営上の重要事項については経営会議にて協議及び報告することとし、常勤監査役は当該会議に出席して情報の収集にあたり、その内容を把握する。
 - (イ) 当社の監査役は、内部監査の実施状況の報告を内部監査人より受けることとする。また、役職員からの内部通報の内容について担当部門より報告を受ける他、直接内部通報を受けられる体制を整備する。
- ⑦ 報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- (ア) 当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報制度運用規程により禁止する。
- ⑧ 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (ア) 当社の監査役は、職務の執行に必要な費用について当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社の監査役は、監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催する。
- (イ) 当社は、監査役会が決定した監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査計画を尊重し、監査役監査の実施と環境の整備に協力する。
- (ウ) 当社の監査役は、内部監査人及び会計監査人と定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。
- (エ) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。

⑩ 反社会的勢力排除を確保するための体制

- (ア) 当社は、反社会的勢力との関係を排除することを目的として、反社会的勢力排除・対応規程を定め、これに基づき行動する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (ア) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する是正処置を講ずる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般について

当社は、内部監査業務を通じて、内部統制システム全般の整備・運用状況の評価及び改善を実施しております。

② リスク管理体制について

当社は、リスク管理規程に基づき様々なリスクを一元的に予防及び管理すること、またリスクが発生した場合には迅速かつ的確に対応することを目的としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

③ コンプライアンスについて

当社は、法令遵守体制の点検・強化を推進するためコンプライアンス規程に基づき必要に応じてリスクコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。また、内部通報制度運用規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ 取締役の職務遂行について

当社は、取締役会規程に基づき原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の遂行の監督を行っております。

⑤ 監査役の職務遂行について

監査役は、取締役会への出席並びに取締役及び使用人からのヒアリングに加え、常勤監査役による経営会議等重要な会議への出席を通じて、当社の内部統制の整備及び運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は会計監査人及び内部監査人など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合
	資 本 金	新株式申込 証 拠 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
			資 本 準 備 金	資 本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	522,536	543	442,536	442,536	9,106	790,315	799,422	1,765,038
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	3,230	△543	3,230	3,230				5,918
当 期 純 損 失						△565,918	△565,918	△565,918
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	3,230	△543	3,230	3,230	－	△565,918	△565,918	△559,999
当 期 末 残 高	525,767	－	445,767	445,767	9,106	224,397	233,503	1,205,038

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,349	2,349	—	1,767,388
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				5,918
当 期 純 損 失				△565,918
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,809	3,809	7,073	10,882
当 期 変 動 額 合 計	3,809	3,809	7,073	△549,117
当 期 末 残 高	6,159	6,159	7,073	1,218,270

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～24年

機械及び装置 5年～10年

車両運搬具 2年～7年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 移転損失引当金

フルフィルメントセンター（以下「FC」という。）等の移転に伴って発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は通販物流事業を行っており、主に商品の運送サービス、保管サービス、入出庫・梱包等の倉庫内サービス、代金回収サービスについてそれぞれ顧客と契約を締結し財又はサービスを提供しております。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(1) 運送サービス

当社における商品の運送サービスはサービスの提供が完了し、履行義務が充足された納品時に一時点で売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から1か月以内で支払いを受けております。

(2) 保管サービス

当社における商品の保管サービスは一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から1か月以内で支払いを受

けておりますが、履行義務の充足前に受領し、前受金として計上している場合もあります。

(3) 入出庫・梱包等の倉庫内サービス

当社における入出庫・梱包等の倉庫内サービスはサービスの提供が完了し、請求可能となった時点で売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から 1 か月以内で支払いを受けております。

(4) 代金回収サービス

当社における代金回収サービスはサービスの提供が完了し、請求可能となった時点で売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から 1 か月以内で支払いを受けております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間（5 年）にわたり定額法で償却しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度計上額

減損損失	222,476千円
有形固定資産	276,646千円
無形固定資産	77,316千円
長期前払費用	1,637千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社は通販物流事業を単一事業として展開しており、その物流代行の拠点としてFCを8拠点設置（賃借）し、通販事業者に代わって商品の保管及び発送等を行っております。各FCは当該事業において収益を獲得する重要な拠点であり、それぞれが独立してキャッシュ・フローを生み出すため、FCを減損検討の資産グループとしております。

当事業年度において、通販物流事業において使用する一部の固定資産331,774千円について、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候を識別し、減損検討を実施しております。

減損検討に当たり、減損の兆候がある資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローとして算定した使用価値により減損損失の認識の判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。

②見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値の算出については、資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローを取締役会によって承認された事業計画及びその後の将来予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積期間の収益予測及び営業費用予測により算出しております。

事業計画及びその後の将来予測における収益面の主な仮定は、売上高成長率であり、BtoC-EC市場における物販系分野の成長率及び過年度の当社の売上高成長率並びに各FCの保管余剰能力等を勘案しております。

また、費用面の主な仮定は、主な費用項目の売上高に対する比率及び本社費の見込み額であります。

貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物附属設備	428,080千円
機械及び装置	38,008千円
車両運搬具	84,036千円
工具、器具及び備品	307,167千円
リース資産	7,857千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
千葉県習志野市、他 (3センター及び2事業所)	物流センター等	建物附属設備	166,135
		車両運搬具	9,011
		工具、器具及び備品	46,707
		長期前払費用	621

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に物流センターを基準にしてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスである物流センターにつきましては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,481,800	19,000	—	3,500,800

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 19,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 221,600株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	27,259千円
未払費用	6,630千円
未払金	3,086千円
減価償却超過額	81,734千円
一括償却資産	2,648千円
資産除去債務	67,035千円
ソフトウェア	3,733千円
投資有価証券評価損	3,330千円
貸倒引当金	4,812千円
未払事業税	3,704千円
未収入金	1,302千円
移転損失引当金	5,972千円
繰越欠損金	123,078千円
その他	1,314千円
繰延税金資産小計	335,643千円
評価性引当額	△335,643千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

資産除去債務	△6,761千円
その他有価証券評価差額金	△2,718千円
その他	△206千円
繰延税金負債合計	△9,685千円
繰延税金負債の純額	△9,685千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としております。また、資金調達については当面は借入を中心に調達する方針としております。

主に物流センターの新設、機能向上のための投資を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資について、現在は金融資産による運用は行っていないが、運用する場合安全性が高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務提携による関係強化等の目的で保有している非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にFCの貸借契約における保証金であり、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て支払期日は1年内であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にFCの設備投資及び保証金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は、決算日後最長で8年2月後であります。なお、借入金は金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるため固定金利での借入を基本としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社の販売管理ルール等に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。買掛金や借入金は、流動性リスクを含んでおりますが、当社では、月次に資金繰り見込みを検討する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、以下の表には含まれておりません。((注)3.を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,421,221	1,371,784	△49,437
(2) 破産更生債権等	6,857		
貸倒引当金 (注)2	△6,857		
	—	—	—
資産計	1,421,221	1,371,784	△49,437
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定借入金を含む)	1,076,826	1,077,367	541
(2) 長期預り保証金	194,507	193,716	△790
(3) リース債務 (1年以内返済予定リース債務を含む)	10,663	11,094	430
負債計	1,281,997	1,282,178	181

(注)1. 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2. 破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注)3. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,413

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は56,565千円であります。

(注) 4. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
電子記録債権	33,283	—	—	—
売掛金	1,027,728	—	—	—
合計	1,061,012	—	—	—

差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

(注) 5. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	269,223	290,281	227,055	122,558	84,287	83,422
リース債務	2,918	3,312	1,952	1,180	1,098	201
合計	272,141	293,593	229,007	123,738	85,385	83,623

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,371,784	—	1,371,784
資産計	—	1,371,784	—	1,371,784
長期借入金	—	1,077,367	—	1,077,367
長期預り保証金	—	193,716	—	193,716
リース債務	—	11,094	—	11,094
負債計	—	1,282,178	—	1,282,178

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金及びリース債務（1年以内返済予定リース債務を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

持分法損益等に関する注記

当社が有している全ての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (法人)	光輝 物流㈱	大阪府 東大阪市	65,000	倉庫業	被所有 直接10.39%	当社不動産賃 貸契約の債務 被保証	不動産賃貸契 約の債務被保 証	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は、東京FCの賃借料について、光輝物流㈱から債務保証を受けております。

取引金額については、賃借料が前払いで期末債務残高が発生していないため、記載しておりません。

なお、保証料の支払いはありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	通販物流事業
物流運営・代行サービス	12,424,116
物流コンサルティングサービス	40,193
顧客との契約から生じる収益	12,464,309
その他の収益	361,502
外部顧客への売上高	12,825,811

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債		
前受金	31,771	75,055

(注) 契約負債は、主に、物流コンサルティングサービスにおける顧客からの会費の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	345円98銭
1 株当たり当期純損失	161円81銭